

第 1 章 公害紛争等の処理状況

1 平成22年度の公害紛争の処理状況

平成22年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された30件（調停事件2件、裁定事件28件（責任裁定事件13件、原因裁定事件15件））と、22年度に新たに受け付けた27件（調停事件3件、裁定事件24件（責任裁定事件13件、原因裁定事件11件））の計57件である。このうち、19件が22年度中に終結し、残り38件は23年度に繰り越された（表1、表5）。

22年度に新たに受け付けた事件の件数（27件）は、19年度（6件）、20年度（12件）、21年度（24件）に引き続き増加を続けており、昭和62年度以来の高い水準となっている。特に、裁定事件の受付件数（24件）は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった平成21年度（23件）を更に上回り、3年連続で過去最多の件数を更新している。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（昭和46年（調）第4号事件外616件）において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している。

(1) 平成22年度に終結した主な事件

和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人から、和歌山県を相手方（被申請人）として、申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビのえさである海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人が設置・運営する日高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が磯に到着して、濁質が長期間浮遊して堆積し、海藻の生育を阻害したことが原因である、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の27第2項の規定に基づき、和歌山県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障は無いとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審問期日（1回の現地期日（東京の審問廷以外の、被害発生地その他適当な場所における期日をいう。以下同じ。）を含む。）を開催するとともに、ダム放流水と漁業被害に関する専門的事項について調査・検討するため、平成19年7月13日、専門委員2人を選任した。その後、専門委員1人は、一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任したが、平成20年2月1日、さらに専門委員2人を選任した。そのほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問、海藻実験及び底質分析調査を実施するなど、手続を進めた結果、22年6月1日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件

平成22年5月27日、東京都文京区において国指定の重要文化財（建物）を所有・管理する公益法人から、不動産会社及び建設会社を相手方（被申請人）として、当該重要文化財（建物）の書院の壁のひび割れ（クラック）が広がり、壁土が落ちたのは、

被申請人らが開発・建設を進めているマンション計画の工事に伴う振動によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成22年9月16日、伝統木造建築の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

イ 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社及び北河内4市リサイクル施設組合を相手方（被申請人）として、申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

ウ 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方（被申請人）として、申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

2 平成22年度の土地利用の調整の処理状況

(1) 鉱区禁止地域の指定

平成22年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域の指定請求事件は、前年度から繰り越された2件であり、いずれも22年度中に終結した（表1）。

(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

平成22年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、同年度に新たに受け付けた3件であり、いずれも23年度に繰り越された（表1）。

(3) 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成22年度に公害等調整委員会に係属した事案は、前年度から繰り越された4件と22年度に新たに受け付けた18件の計22件である。このうち、14件が同年度中に処理され、残りの8件は23年度に繰り越された。なお、22年度に係属した22件は、全て土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく国土交通大臣に対する意見の申出となっている。

平成22年度に新たに係属した土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出を、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが1件、収用委員会の裁決を不服とするものが17件であり、事業の種類別に見ると、道路関係が12件、区画整理関係が5件、ダム関係が1件となっている。

3 公害紛争の近年の特徴及び課題

(1) 近年の特徴

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴は、以下のとおりである。

ア 係属事件の特徴

近年係属した事件について、以下の特徴が見られる。

(7) 裁定事件の増加

平成22年度の裁定事件の受付件数は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった平成21年度（23件）を上回る24件であり、過去最多の件数を3年連続で更新している。また、かつては、公害等調整委員会の各年度の受付件数の大半を調停事件が占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている（表5）。

その要因の一つとして、後述のように、地方公共団体への制度の一層の周知等により、公害等調整委員会との連携が図られつつあることが挙げられる。市区町村等が行う公害苦情処理や、都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事。以下「審査会等」という。）が行う、当事者の合意を前提とした手続である調停等では、公害紛争の解決が困難な場合に、公害等調整委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られているものと考えられる。

また、公害の態様が多様化し、因果関係の解明が困難な事件が増加する中、事件や関連事案に関する調停・訴訟等が係属している途中で、又はその終結を経て、公害等調整委員会に持ち込まれる裁定事件も増加している。専門的な調査の実施を通じた因果関係の解明など、職権主義の要素を加味して集中的な審理を行う裁定制度への期待の表れと考えられる。

(4) 小規模事件の増加

平成22年度は、被害が広範囲にわたるような大規模な事件のほか、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向が定着したことが特徴の一つとなっている。

近年、環境意識の高まりなどから、都市型・生活型の紛争が増加しており、小規模で相隣関係的な紛争も多く見られている。地方公共団体等への制度の周知等により、こうした相隣関係的な事件を含め、公害苦情処理による解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが、小規模事件の増加の一因と考えられる。

(ウ) 公害紛争の多様化

公害紛争処理法第2条により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に限られている。

一方、近年においては、低周波音に関する紛争、化学物質に関する紛争、廃棄物処分場に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化しているが、そうした紛争についても、「典型7公害」に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

また、前述のとおり、比較的小規模な事件も多く係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るための取組を進めている。

イ 事件の具体的な処理手続に見られる特徴

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においても、様々な改善や工夫などを行っており、以下の特徴が挙げられる。

(7) 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な処理に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めた。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく、平成22年度公害等調整委員会事後評価実施計画において、21年度と同計画と同様に裁定事件の標準審理期間を設定した。具体的には、21年度以降に受け付けた裁定事件（大型事件又は特殊な事件を除く。）について、専門的な調査を要しない事件は1年6か月、専門的な調査を要する事件は2年とした。

なお、平成21年度以降に受け付け、22年度までに終結（取下げを除く。）した裁定事件（10件）について、平均審理期間は約12か月であり、個別に見ても、標準審理期間内に終結している。

(イ) 専門的知見の活用

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らが行う調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴を成すものである。平成22年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の有識者である専門委員の任命（表2）や、騒音・低周波音の測定・分析、水質・土壌の調査など、加害行為と被害との因果関係の解明等のために必要な事件調査（表4）を活発に行った。

また、平成22年度は、21年度に大幅に増額した事件調査のための予算の確保に努め、適時適切な調査の定着を図った。

(ウ) 現地期日の開催

制度利用に係る利便性の向上を図るため、現地期日の開催（表3）に努めており、事件の計画的な処理等と併せて、東京から離れたところに在住する当事者の制度利用に係る負担の軽減を図っている。

(エ) 本人申請への対応

近年の公害等調整委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られる。当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るように努め、円滑な紛争解決を図っている。

(2) 近年の課題

社会経済活動の変化に伴い、廃棄物に係る紛争や道路による騒音、大気汚染問題等に見られるような都市型・生活型の公害に係る紛争が増加するなど、公害の態様は多様化している。こうした中、平成21年度の地方公共団体における公害苦情の受付件数は依然81,632件に上る（表7）など、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図る公害紛争処理制度に対する社会的なニーズは相当程度存在していると考えられる。

公害等調整委員会では、現地期日の開催、事件解決のための調査の充実、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努めた結果、平成22年度における公

害等調整委員会の公害紛争事件の受付件数が、裁定事件を中心に大幅に増加した21年度を更に超えるなど、着実に効果が上がっている。しかしながら、公害紛争処理制度に対するニーズには更なる顕在化の余地が大きいと考えられ、公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、今後とも、多様化・複雑化する公害紛争事件に着実に対応するとともに、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

こうした取組の一つとして、公害苦情処理を主に担当する市区町村、公害紛争処理を担当する審査会等及び公害等調整委員会との連携をより一層緊密化し、それぞれの機能分担を踏まえて、当事者にとって、適時適切な解決手段を提供していくことにより、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に、引き続き努めていく必要がある。

また、国民や関係機関等に対する制度の周知等により、平成22年度には、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向が定着したことから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るよう、引き続き留意していく必要がある。

表1 平成22年度に公害等調整委員会に係属した事件一覧

(公害紛争処理関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
調 停 事 件	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	H17. 8. 29	H22. 7. 6 調停打切り
	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7. 17	
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (2件)	22. 7. 2 22. 7. 12	22. 12. 16 調停成立
	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	23. 3. 22 移送
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件 (2件)	18. 7. 24 20. 9. 29	
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8. 17	
	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	18. 9. 22	22. 6. 1 棄却
	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	20. 8. 13	22. 4. 2 棄却
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	
	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (2件)	21. 5. 27 21. 6. 30	22. 8. 2 棄却
	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件 (2件)	21. 6. 9	22. 4. 9 調停成立
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6. 17	
	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6. 25	22. 9. 8 棄却
	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	22. 4. 5 棄却
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	
	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (2件)	21. 7. 21 21. 11. 9	23. 2. 8 申請取下げ

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	H21. 7. 22	
	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件（平成21年（ゲ）第8号）	21. 8. 5	H22. 6. 7 棄却
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件（2件）	21. 9. 18 21. 10. 8	
	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 10. 30	22. 9. 24 申請取下げ
	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 11. 13	23. 3. 22 棄却
	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	
	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	
	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	
	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	
	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	23. 2. 7 棄却
	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	22. 4. 1	22. 10. 6 調停成立
	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	
	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	22. 4. 28 22. 10. 25	
	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	
	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	
	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	
	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	
	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	H22. 7. 23	
	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	
	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	
	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22.10. 7	
	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22.11. 8	
	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22.11.12	
	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22.12. 2	
	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22.12. 6	
	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22.12.27	
	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	
	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2.21	
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1	
	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	
芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3.10		
合 計		57件 (27件)	19件 (4件)

(鉱業等に係る土地利用の調整関係)

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱区禁止地域 指定請求事件	亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区 禁止地域指定請求事件	H20. 3. 28	H22. 7. 9
	大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件	21. 7. 21	22. 10. 6
鉱業等に係る 行政処分に対 する不服裁定 事件	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可 処分に対する取消裁定申請事件	22. 4. 20	
	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画 不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 9. 2	
	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利 採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 12. 16	
合 計		5 件 (3 件)	2 件

(注) 1 「合計」の()内の数字は、平成22年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 公害紛争処理関係事件には、このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が6件係属した。

3 鉱業等に係る土地利用の調整関係事件は、このほか、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出が22件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表2 平成22年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
事 調 件 停	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	神経内科
	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	2人	化学物質管理 廃棄物工学
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	5人	医学（神経内科） 医学（神経内科） 医学（内科） 医学（小児神経・神経病理） 環境生態工学、衛生工学、化学工学等
	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	2人	騒音・低周波音の研究 振動・騒音・低周波音の研究
	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	4人	環境工学 水産学 海洋生態学 水産海洋学、海洋生態学
	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1人	騒音制御手法の開発、複合騒音の評価方法の研究
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	有害化学物質、水環境
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1人	化学物質のリスク管理等
	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定事件	1人	騒音・低周波音の研究
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	化学物質管理
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3人	聴覚生理学、両耳聴、人工内耳、幼児の平衡の発達 音響心理学、環境心理学、環境工学 騒音・低周波音の研究
	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	1人	藻類生理生態学、生態学、環境科学、水産学一般
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	化学物質管理
	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究
	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究	

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1 人	建築構造学、構・工法の研究開発
	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1 人	木造建造物の構造性能・耐震性能、伝統的木造建築物の耐震性能
	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	1 人	植物栄養生化学、土壌学
	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	1 人	振動・騒音・低周波音の研究
	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音の研究
	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音

(注) 1 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の専門委員 1 人は、死亡により、平成21年11月 1 日付けで解任された。

2 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件の専門委員 1 人は、一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任した。

(資料) 公害等調整委員会事務局